

芦屋市市税条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正後	改正前
<p>附 則 (読替規定)</p> <p>第16条 (省略)</p> <p>2 <u>法附則第15条第1項, 第11項, 第15項から第22項まで, 第24項, 第26項, 第30項, 第34項, 第35項若しくは第40項, 第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り, 第142条第2項中「又は第28項」とあるのは「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</u></p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第16条の3 (省略)</p> <p>2～9 (省略)</p> <p>10 <u>法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について, 同項の規定の適用を受けようとする者は, 当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に, 次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し, 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p>	<p>附 則 (読替規定)</p> <p>第16条 (省略)</p> <p>2 法附則第15条第1項, <u>第12項, 第16項から第24項まで, 第26項, 第27項, 第29項, 第33項, 第37項若しくは第38項, 第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り, 第142条第2項中「又は第28項」とあるのは「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</u></p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第16条の3 (省略)</p> <p>2～9 (省略)</p>

改正後	改正前
<p>(2) <u>家屋の所在，家屋番号，種類，構造及び床面積</u></p> <p>(3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p> <p>(4) <u>耐震改修が完了した年月日</u></p> <p>(5) <u>施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</u></p> <p>(6) <u>耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合に，3月以内に提出することができなかつた理由</u></p> <p>11 (省略)</p> <p>(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第41条 <u>第64条の規定は，法第348条第2項第9号，第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において，第64条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは，「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第41条の2 <u>法附則第41条第9項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は，次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第9項に規</u></p>	<p>10 (省略)</p> <p>(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第41条 <u>平成21年度分から平成25年度分までの固定資産税に係る第64条の規定の適用については，同条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは，「公益社団法人若しくは公益財団法人（法附則第41条第3項の規定により公益社団法人又は公益財団法人とみなされる法人を含む。）」とする。</u></p> <p>2 <u>第64条の規定は，法附則第41条第11項第1号から第5号までに掲げる固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者について準用する。この場合において，第64条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは，「法附則第41条第11項に規定する移行一般社団法人等」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第41条の2 <u>法附則第41条第15項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は，次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第15項に規</u></p>

改正後	改正前
<p>定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類</p> <p>(2) 次に掲げる事項を記載した書類</p> <p>ア 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする土地の所在，地番，地目及び地積並びにその用途</p> <p>イ 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする家屋の所在，家屋番号，種類，構造及び床面積並びにその用途</p> <p>ウ 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在，種類及び数量並びにその用途</p> <p>(3)～(5) (省略)</p>	<p>定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類</p> <p>(2) 次に掲げる事項を記載した書類</p> <p>ア 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする土地の所在，地番，地目及び地積並びにその用途</p> <p>イ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする家屋の所在，家屋番号，種類，構造及び床面積並びにその用途</p> <p>ウ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在，種類及び数量並びにその用途</p> <p>(3)～(5) (省略)</p>